

世阿弥能樂論語彙の考証について

岩崎雅彦

この「研究十一月往来」では、いつもは何か

一つの問題に焦点を当てて論じているが、今

回は世阿弥生誕六五〇年にちなんで、世阿弥能樂論語彙に関する研究の姿勢や方法につい

て、やや大きな視点も取り入れつつ述べてみ

たい。また過去に本欄で執筆した二件につい

て、その後気づいたことを補足したい。

『徒然草』第八段に、有名な久米の仙人の逸

話が記される。

久米の仙人の、物洗ふ女の脛の白きを見

て、通を失ひけんは、誠に、手足はだへ

などの、きよらに肥えあぶらづきたらん

は、外の色ならねば、さもあらんかし。

この「肥えあぶらづきたらん」という生々し

い表現は、王朝の物語文学などには用例が見

えぬもので、珍しい描写と言える。ところで

『玉造小町子壯衰書』(平安中後期成立。作者

不明)は、美女であった玉造小町が零落した

様子を描いた漢文体の書で、玉造小町は小野小町と同一人物と考えられてきた。その中に

次のような記述がある。

桃顔露に咲みて、柳髪風に梳る。腕肥え
て玉の鉤狭く、膚膏きて錦の服窄し。

「肥えあぶらづき」は、小町の美貌の描写であり、兼好の念頭にはこの記述があつたものと思われる。『徒然草』百七十三段には

小野小町が事、きはめてさだかなならず。
衰へたるさまは、玉造といふ文に見え

たり。

と記されており、兼好がこの書を見ていた可能性は高い。『玉造小町子壯衰書』の文章は、

観阿弥が『卒都婆小町』、世阿弥が『閑寺小町』でそれぞれ用いており、鎌倉末、室町時代にはかなり流布していた。

用例の見当たらぬ語に出会った時、それを

安易に作者の独創や実感に帰するには危険である。作品であれ、芸術論であれ、古典の時

代には、先行作の語彙や文章を踏まえるのが常識であり、独創的なものがよいものだとす

る近代以降の価値観とは根本的に異なる。

拙稿「世阿弥・禪竹と墨蹟」(『鍊仙』平成十九年十一月)では、世阿弥が『花伝』第七「別紙口伝」冒頭に、能に変化を持たせる必要性を説いて

能も住する所なきを、先づ、花と知るべし。住せずして余の風体に移れば、珍しきなり。

と述べた記述について、『金剛經』に見える「応無所住而生其心」との関係を論じた。『金剛經』には他に「應生無所住心」(応に住する所無く心を生ずべし)という記述もある。さらにまた、次のような記述がある。

菩薩は法において、応に住する所無くして布施を行はずべし。いわゆる色に住せずして布施し、声・香・味・触・法に住せずして布施するなり。須菩提よ、菩薩はまさにかくの如く布施して相に住せざるべし。何を以ての故に。もし菩薩、相に住せずして布施せば、その福德は思量すべからざればなり。

求道者が布施をする際に、物事にとらわれてはいけない。そうすれば、その功德は計り知れないと説く。ここでは「別紙口伝」に見える「住せずして」の語が繰り返し使われ、最後の「住せずして布施せば、その福德は思量すべからざればなり」は「別紙口伝」の「住せずして余の風体に移れば、珍しきなり」と非常によく似た文の構成になつてゐる。世阿弥の文章が、こうした経典の文体を参考にして書か

れたことが推測される。

『金剛經』は勅撰和歌集の釈教歌の題材にもなっており、『続拾遺集』には三首が載る。そのうち藤原光俊（一二〇三～七六）の歌（一三六八番）は「応無所住而生其心」を詞書とし、

あはれなり雲居をわたる初雁も

心あればぞ音をば鳴くらん

と詠む（岩波文庫『般若心經・金剛般若經』註七三）。「応無所住而生其心」は金春禪竹も『五音三曲集』に記しているが、この言葉はそれ以降も能役者に重視されたようで、能面の裏にこれが記されている例もある。

次に『田夫・野人覚え書き』（『鍊仙』平成二十三年五月）について。世阿弥は『風姿花伝』第二「物学条々」の序文に、物まね論の総論として、物まねの対象となる人体を列举する。

まづ国王・大臣よりはじめ奉りて、公家の御たたずまい、武家のご進退は（中略）。田夫・野人のことに至りては、さのみに細かに卑しげなるわざをば似すべからず。

前稿では「田夫・野人」の語が「金輪聖王」と対の形で使われている例や、「国王・大臣」の用例を挙げた（ともに『宝物集』）。今回はこれに、夢窓疎石が足利直義の質問に答えて著した『夢中問答集』の用例を追加したい（講談社学術文庫。五十七頁）。

問。仏の言はく、仏法をば国王大臣、有

力の檀那に付属す。しかれば、檀方つたがなくして、仏法も紹隆すべし。（中略）答。仏の付属し給へる意は、国王大臣等、或は外護となり、或は檀越となりて、仏法を流通し、自らもまたこの仏法に入りて、出離せよとの謂れなり。

仏法を国王・大臣や有力な檀那に信仰されば、檀那は安泰で、仏法も興隆するという仏の言葉について、国王・大臣が仏法の保護者となり、檀那となつて仏法を広め、自らも入信して出離せよとの意であると説く。

古への大師・高僧の、国家を祈り災厄を払ひ給ふことは、（中略）我が身の名利のために祈り給ふこと、更にあるべからず。この大慈悲の徳を内に包み給へるによりて、国王大臣の帰崇も他に異なり。下賤の類に至るまでも、同じく信仰し奉る。

昔の大師や高僧は国王・大臣から尊崇され、身分の低い者までも同様に信仰した。ここでは身分の高い「国王・大臣」と身分の低い「下賤の類」が対の形になつており、「国王・大臣」と「田夫・野人」を対とする『風姿花伝』と同じ文章の構造になつている。

仏法は国王大臣、有力の檀那に付属すと説けることは、下賤の人は各々の宿習にまかせて、何れの法にても、一宗を信じねば、出離の要道不足なし。然れども、外護となり、檀那となりて、あまね

く仏法を流通することあたはず。

身分の低い者は、個人の信仰に徹すればよいが、国王・大臣らのように、仏法の保護者となり、檀那となつて仏法を広めることはできない。ここでは国王・大臣と下賤の人の役割を対照させて説いている。

十善・五戒の宿薰によりて、国王大臣、有力の檀那とならせ給へるも、しかしながら三宝の恩力なり。もし又仏の付属に背きましまさば、仏の付属を受けざる下賤の人と異ならじ。

國王・大臣となつても仏法を保護し広めなければ、下賤の人と変わらないと説いて、この問答は終わる。『夢中問答集』のこの記述から、「国王・大臣」と身分の低い者を対とする文章構成が、定型として仏書で使われていたことが確認できる。

語彙の用例は、探し難いだけ見つかる。なるべく多くの用例を集め、その語彙が文や文章の中でどのような使われ方をしているかを比較検討することによつて、世阿弥能樂論の語彙や文章の特色が浮かび上がつてくる。世阿弥だけを見ていては、平面的であり、限界がある。できる限り色々な分野から用例を収集し、立体的な見方で考えるのが有効であろう。語彙の用例という客観的事実を積み重ねることが、世阿弥の思想や理論を解明するための基礎になるのである。